主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴法四 〇五条の上告理由にあたらない。

弁護人高橋清一の上告趣意第一点は、憲法三八条一項二項違反をいうが、実質は 単なる訴訟法違反の主張であり(なお、供述調書の記載内容を任意性調査の一資料 とすることは差し支えなく〔昭和二八年一〇月九日第二小法廷判決、刑集七巻一〇 号一九〇四頁参照〕、記録によるも所論供述調書に任意性があるとした原判決の判 断に誤りがあるとは認められない。)、第二点は、単なる法令違反、事実誤認の主 張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同 法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四三年六月二六日

最高裁判所第二小法廷

_		健	野	奥	裁判長裁判官
介	之	浅	鹿	草	裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
外		和	田	石	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官